二　電気通信業務障害防止区域以外の伝搬障害防止区域

区分	重要無線通信の種類	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無線電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	当該伝搬障害防止区域の範囲			
			電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。）	上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）	当該区域に係る地域の名称	
［一～二〇　略］						
二一	削除					
二二	電気供給業務用	［略］	［略］	［略］	［略］	
［二三～四三　略］						
四四	電気供給業務用	㈠　大阪府豊中市浜四丁目二番一号（六一・〇〇）	〇・〇〇四・七一	五〇	大阪府豊中市　浜一丁目、浜二丁目、浜三丁目、浜四丁目、北条町一丁目、服部本町五丁目、服部緑地、	

二　［同上］

区分	重要無線通信の種類	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無線電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	当該伝搬障害防止区域の範囲			
			電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。）	上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）	当該区域に係る地域の名称	
［一～二〇　同上］						
二一	同右	㈠　北海道札幌市北区新川西1条二丁目一番一号（一〇三） ㈡　北海道石狩郡当別町高岡三一九八番地（一二二）	〇・三七〇・四二	五〇	北海道　札幌市　北区　新川	
			五・八七六・一八	五〇	北海道　石狩市　花川東	
			七・一二七・二三	五〇	北海道　石狩市　花川東	
二二	同右	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	
［二三～四三　同上］						
四四	電気供給業務用	㈠　大阪府豊中市浜四丁目二番一号（六一・〇〇）	〇・〇〇四・七一	五〇	大阪府　豊中市　浜一丁目、浜二丁目、浜三丁目、浜四丁目、北条町一丁目、服部本町五丁目、服部緑地、	